

## リースの政策面での活用事例について

リース総合研究所

### はじめに

リース総合研究所では、「リースを活用した設備投資促進のための政策提言」を調査研究テーマの一つとして掲げているが、平成21年度にお

いては、今後の政策提言の参考とするためにリースの政策面での活用事例に関する調査研究（予備調査）を行った。

表1 リースの政策面での活用事例

1. 税制（租税特別措置）	～税額控除制度、固定資産税の課税標準特例など
2. 信用補完制度	～機械類信用保険制度、低炭素リース信用保険制度
3. 融資制度	～日本政策投資銀行
4. 補助制度	～リース料補助、物件取得価額補助
5. その他	～戦略的情報機器等整備事業、西暦2000年問題設備貸与事業

### 1. 税制（租税特別措置）

租税特別措置とは、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置のことで、国税関係では241項目（法人税、所得税、相続税等）、地方税関係では286項目（固定資産税、自動車取得税等）の措置が講じられている（平成22年3月末）<sup>1)</sup>。

租税特別措置の多くは適用期限が設けられて

おり、毎年度行われる税制改正のプロセスの中で延長若しくは廃止が決定されている<sup>2)</sup>。

リースが適用される租税特別措置としては、税額控除制度（国税・法人税）、固定資産税の課税標準特例措置（地方税・固定資産税）、環境適合車に対する税制（国税及び地方税）がある。

また、リースに関連する制度として、電子計算機買戻損失準備金制度、特別償却制度がある<sup>3)</sup>。

表2 法人税関係の租税特別措置

方法	内容	効果
税額控除	法人税額から一定割合の税額を控除するもの	税額や課税所得が減免される効果
所得控除	所得金額から一定金額を控除するもの	
税率軽減	法人税率を一定の場合に限って軽減するもの	
特別償却（割増償却）	普通償却額に取得価額の一定割合を加えた額（割り増した額）を減価償却費とするもの	費用の前倒しによる課税の繰延べ効果
準備金	準備金として積み立てた額を損金に算入するもの	
引当金	引当金として計上した額を損金に算入するもの	
圧縮記帳	補助金等の金銭を受けて固定資産を購入した際、その購入価額から補助金等の額を控除して購入価額とするもの	補助金等の課税の繰延べ効果

※会計検査院「平成14年度決算検査報告 第3 租税特別措置法（法人税関係）の実施状況」を参考として作成した。

(1) 税額控除制度

税額控除制度は、企業が設備投資に要した費用の一定割合の金額について、法人税からの税額控除を認める制度である。元々は設備を取得した場合に限られていた制度であったが、リースで設備を導入した場合についても、昭和 59 年度税制改正で創設された中小企業新技術体化投資促進税制（以下「メカトロ税制」という）によって、ユーザーが支払うリース料総額の一定割合の税額控除が認められた（以下「リース税額控除制度」という）<sup>4</sup>。

メカトロ税制を契機として、その後創設された税額控除制度では、一部の税制を除き<sup>5</sup>、リース税額控除制度が導入された。

その後、平成 20 年度税制改正により、リース

取引が税務上「売買」とされたことを背景として、リース税額控除制度は廃止されたが、所有権移転外リース取引により設備を導入した場合は「取得」の税額控除制度が適用できる<sup>6</sup>。

税額控除制度は、税金の一部が免除されるため、税制上の優遇措置としては効果が最も大きいと言われている。このため、財政当局は税額控除制度の新設に慎重であり、既存の制度についても適用期限の延長が行われる都度、対象設備の見直しなどの縮減が行われてきた。

政府は、平成 22 年度税制改正から始まる今後 4 年間で租税特別措置の抜本的な見直しをする方向性を示しているため<sup>7</sup>、税額控除制度の新設・延長は極めて厳しい状況にあると考えられる。

図 1 税額控除の仕組み（例）

**【前提条件】**

- ・ X 年度の収入（益金） 1,000、費用（損金） 700、課税所得（収入－費用） 300
- ・ 法人税率 30%、X 年度に機械・装置をリース（リース料総額 200）により導入
- ・ 中小企業投資促進税制を適用しリース料総額×7%の税額控除を行う。

収入  
1,000

－

費用  
700

＝

課税所得  
300

× 法人税率 30% = 法人税額 90

中小企業投資促進税制の税額控除額 14（リース料総額 200 × 7%）  
⇒ X 年度分の法人税として納付する額は 90－14＝76 となる。

表 3 税額控除制度一覧表（平成 22 年 4 月 1 日現在）

税制名	内容等	適用期限
中小企業等基盤強化税制	創設当時は流通・サービス業の経営基盤を強化することを目的としていたが、その後、本税制に中小企業者を対象とする投資促進税制が統合 <sup>8</sup> されている。 (税額控除額＝取得価額（リース料総額）×7%)	昭和 62 年度～平成 22 年度
中小企業投資促進税制	中小企業に対する設備投資促進の基本的な税制でソフトウェアも対象となる。 (税額控除額＝取得価額（リース料総額）×7%)	平成 10 年 6 月～平成 23 年度
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税等特別控除	沖縄の中小企業振興のために、経営革新のための事業を行う中小企業者が設備を導入した場合に適用できる。 (税額控除額＝取得価額（リース料総額）×15%)	平成 14 年度～平成 23 年度

エネルギー需給構造改革投資促進税制	エネルギーの需給構造改革を図るために創設された。対象設備は省エネルギー設備、新エネルギー設備などとなっている。 (税額控除額=取得価額(リース料総額)×7%)	平成4年度～平成23年度
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税の特別控除	沖縄の特定地域において一定の施設整備等を行う場合に適用できる。 (税額控除額=取得価額(リース料総額)×15%)	平成14年度～平成23年度

※ 「エネルギー需給構造改革投資促進税制」と「沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税の特別控除」については、リース税額控除制度が講じられていなかったが、前述のとおり、平成20年4月1日以後のリース取引が税務上「売買」と取り扱われることになったため、対象設備を所有権移転外リース取引で導入した場合は「取得」の税額控除が適用できる。

(2) 固定資産税の課税標準特例

固定資産税は、固定資産(土地、建物、償却資産)を課税対象とする地方税(市町村税)であり、毎年1月1日を賦課期日として固定資産の所有者が納税義務者となる。税率は14/1000が標準税率とされている。

償却資産に対する固定資産税の課税標準は、賦課期日における償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとされている。

固定資産税の租税特別措置としては、減免措

置、課税標準の特例などが講じられている(118項目)<sup>10</sup>。このなかで、リースが利用できる措置は、航空機や鉄道車両に対する課税標準の特例措置に限られている。

地方税の優遇措置についても、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的な見直しをする方向性を示しているため<sup>11</sup>、課税標準の特例措置の新設・延長は極めて厳しい状況にあると考えられる。

表4 課税標準特例の仕組み

<b>【前提条件】</b>			
・取得物件	航空機(取得価額5,000百万円)、耐用年数8年(130トン未満)		
・取得日	2010年4月1日	固定資産税率	評価額×14/1000
・賦課期日	2011年1月1日		
・課税標準特例措置	(地方就航路線 当初5年間 5分の2)		
<b>【固定資産の評価額の算出方法】</b>			
・前年中に取得した資産	評価額=取得価額×減価残存率(A欄)		
・前年前に取得した資産	評価額=前年度評価額×減価残存率(B欄)		
<b>&lt;減価残存率表&gt;</b>			
耐用年数	耐用年数に応じる減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750

【通常の課税】									
	1	2	3	4	5	6	7	8	合計
評価額	4,375	3,281	2,461	1,846	1,385	1,039	779	584	—
固定資産税額	61	46	34	26	19	15	11	8	220
【課税標準特例利用】									
	1	2	3	4	5	6	7	8	合計
評価額	4,375	3,281	2,461	1,846	1,385	1,039	779	584	—
課税標準 (評価額の2/5)	1,750	1,312	984	738	554	—	—	—	—
固定資産税額	25	18	14	10	8	15	11	8	109

表 5 課税標準の特例措置（リースが利用できるもの）

税制名	内容等	適用期限
国内航空機の課税標準の特例措置	新たに固定資産税が課される国内路線に就航する航空機について、固定資産税の課税標準となるべき価格を当初3年間 2/3（地方路線就航の場合は当初5年間 2/5）とする	平成 22 年度～ 平成 23 年度
鉄道車両に係る課税標準の特例措置	新たに固定資産税が課される一定の鉄道車両について、固定資産税の課税標準となるべき価格を当初5年間 1/2 とする	平成 17 年度～ 平成 22 年度

（3）環境適合車に対する税制

自動車の取得・所有に係る税金としては、①自動車取得税（地方税【道府県税】；自動車の取得者に課税）、②自動車税（地方税【道府県税】；自動車の所有者に課税）、③自動車重量税（国税；自動車の所有者に課税）があり、自動車のリース契約においては、リース会社がこれらの税金の納税義務者となる。

自動車に関する政策税制については、平成 13 年度から排ガス規制又は燃費基準を満たした環境負荷の小さい自動車（以下「環境適合車」という。）に対する「グリーン税制」が導入され、自動車税と自動車取得税を軽減する措置が講じ

られている<sup>12</sup>。

さらに、平成 21 年度からは自動車重量税及び自動車取得税の大幅な減免措置として「自動車重量税及び自動車取得税の特例措置」（いわゆる「エコカー減税」）が講じられている。

これらの特例措置は、リース会社が自動車を取得して所有する場合にも適用され、ユーザーに対しては特例措置を反映したリース料を示すことになる。

自動車関連諸税については、政府が地球温暖化対策を推進していることから、今後も「グリーン化」を軸として、引き続き、所要の改正が行われていくものと考えられる。

表6 環境適合車の優遇制度

【前提条件】			
・車両総重量 1.9 トン、取得価額 200 万円 ・導入車両 ハイブリッド自動車（排気量 2000cc、自家用、車検期間 3 年） （自動車重量税及び自動車取得税は免税、自動車税はグリーン税制により 50%軽減）			
	(優遇税制非適用) A	(優遇税制適用) B	差額 (B - A)
自動車重量税 (0.5 t 毎に 15,000 円)	45,000 円	(免税) 0 円	△ 45,000 円
自動車取得税 (取得価額×5%)	100,000 円	(免税) 0 円	△100,000 円
自動車税 (39,500 円/年)	39,500 円	(50%) 19,750 円	△ 19,750 円
合計	184,500 円	19,750 円	△164,750 円

⇒優遇税制適用により自動車関連諸税の負担が 164,750 円軽減される。

#### (4) その他

その他リースに関連する税制としては、①電子計算機買戻金準備金制度、②特別償却制度がある。

##### ① 準備金制度

準備金制度とは、将来発生する支出に備えて準備金を積み立てた場合にその積み立てた額の損金算入を認める制度である。リース・レンタルに関連する制度としては、電子計算機買戻金準備金制度があった（昭和 43 年度創設、平成 21 年度をもって廃止）。

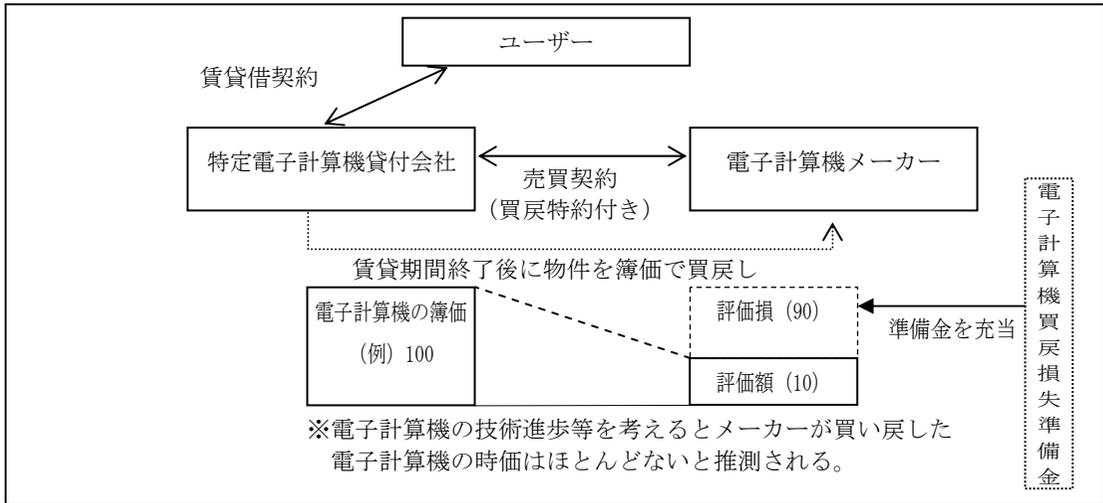
この制度は、メーカーが特定電子計算機貸付会社<sup>13</sup>からレンタル物件<sup>14</sup>を買い戻す際に発生する買戻損失に備えて、あらかじめ

準備金の積み立てを認める制度であり、

「メーカー側のレンタルバックのリスクを補完し、もってレンタル料金の低廉化・安定化を図るものであって、技術進歩に対応した円滑な電子計算機の普及を通じ、我が国の高度情報化を促進すること」<sup>15</sup>を目的としている。損金算入限度額は過去 3 年間の買戻しの実績率により算出する。

リース事業協会では、平成 12 年に特定電子計算機貸付会社以外のリース会社からの買戻しについても本制度の適用を求める旨の規制改革要望を行ったが、条件緩和は行われぬまま「単純延長」となり、本制度は平成 21 年度をもって廃止された。

図2 電子計算機買戻準備金制度の仕組み



## ② 特別償却制度

特別償却制度とは、通常の減価償却費に加えて、設備導入初年度に取得価額の一定割合の特別償却を認める制度である。この制度を利用すると初年度の減価償却費が大きくなるため、初年度に限れば減税効果は高いが、翌年度以降の減価償却費が小さくなり、耐用年数で通算すると、減価償却費の総額は変わらない。このため、税額控除制度と比較すると課税の繰延べ効果にとどまるが、「税額の減少分は無利子融資と同じであり、制度を利用した企業はそれを自己資金として事業の拡大発展のために利用することができる。また、減価償却を耐用年数よりも短期間でほとんど終了するため、

設備更新を通常より早めに行うことができる」<sup>16</sup>という効果がある<sup>17</sup>。

リース取引との関係では、平成 20 年 3 月 31 日までは、「貸付の用に供する場合を除く」とされていたことから、リース会社は自己が所有するリース資産に特別償却制度を利用できず、ユーザーもリース資産を資産計上していなかったため特別償却の適用ができなかった。

その後、平成 20 年度税制改正により、リース取引が税務上「売買」とされ、ユーザーがリース資産を計上することになったものの、特別償却制度の適用に関しては、所有権移転外リース取引は法令上、適用除外とされている。

表7 特別償却の計算

## 【設例】

1年度に機械・装置を取得（取得価額 1,000）により導入  
耐用年数 10 年、定率法を採用（償却率 0.250）、特別償却率 30%（初年度）

（特別償却を利用しない場合）

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
期首簿価	1,000	750	562	421	316	237	178	133	89	45	—
減価償却費	250	188	141	105	79	59	45	44	44	44	999
期末簿価	750	562	421	316	237	178	133	89	45	1	—

※ 8 年度以降は定額となる。

（特別償却を利用した場合）

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
期首簿価	1,000	450	337	253	190	142	98	54	10	1	—
減価償却費	550	113	84	63	48	44	44	44	9	0	999
期末簿価	450	337	253	190	142	98	54	10	1	1	—

※ 1 年度の減価償却費は、通常の減価償却費 250 + 特別償却費 300（取得価額 × 30%）

## 2. 信用補完制度

信用補完制度とは、公的制度によってユーザーの倒産等の信用リスクを軽減させる制度である。リースに関連するものとしては、機械類信用保険、低炭素設備リース信用保険がある。

### （1）機械類信用保険

機械類信用保険は、一定の機械類のリース契約等において、ユーザーにリース料等の不払いがあったとき、リース会社等に対してその不払い額の 50% が保険金により補填される制度である<sup>18</sup>。

創設時（昭和 36 年）は割賦販売の信用保険であったが、昭和 48 年からリース取引が対象となった。

保険契約は、毎年度、機械類の区分ごとに中小企業総合事業団とリース会社との間で締結するが、包括保険契約とされていたことから、保険の対象となる機械類について、一定の要件を満たすリース契約をしたときは自動的に保険関係が成立する。また、保険料率は、「保険事業の収入が支出を償うように政令で定める」（機械類

信用保険法第 6 条）と規定されている（収支相償の原則）<sup>19</sup>。

リース信用保険の料率については、昭和 48 年の制度創設以降、料率改訂は行われなかったが、昭和 58 年に収支状況の悪化を受け、平均 14% の料率引き上げが行われ、さらに昭和 63 年に平均 30% の料率引き上げと事故率に応じた割増・割引料率制度が導入された。

その後の不況の影響による保険事故増加に伴い収支状況が悪化したため、平成 12 年に保険料率が平均 30% 引き上げられた。

機械類信用保険は、平成 14 年に特殊法人の事業見直しが行われるなかで、政策的必要性が乏しくなっていると結論づけられたため、廃止されることとなった（平成 15 年 4 月 1 日から新規保険契約の引き受け停止）。

### （2）低炭素設備リース信用保険

経済産業省は、中堅・中小企業等の多くが利用するリース取引による低炭素関連設備の導入を促進するため、導入先のユーザーの信用力を

補完するための新たな公的保険制度を創設することとした（平成 22 年度予算）。

この保険の根拠法として「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（低炭素投資促進法）が制定されている。

制度の骨格は上記（1）の機械類信用保険制度とほぼ同じ仕組みが想定されており、対象設備は、今後、経済産業大臣告示で定められることとなる。

図 3 機械類信用保険（リース）の仕組み

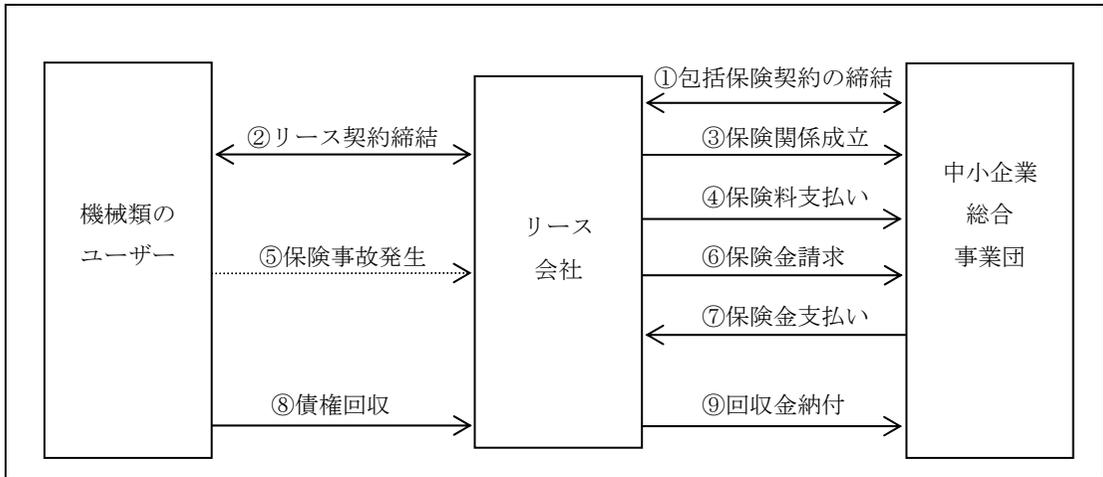
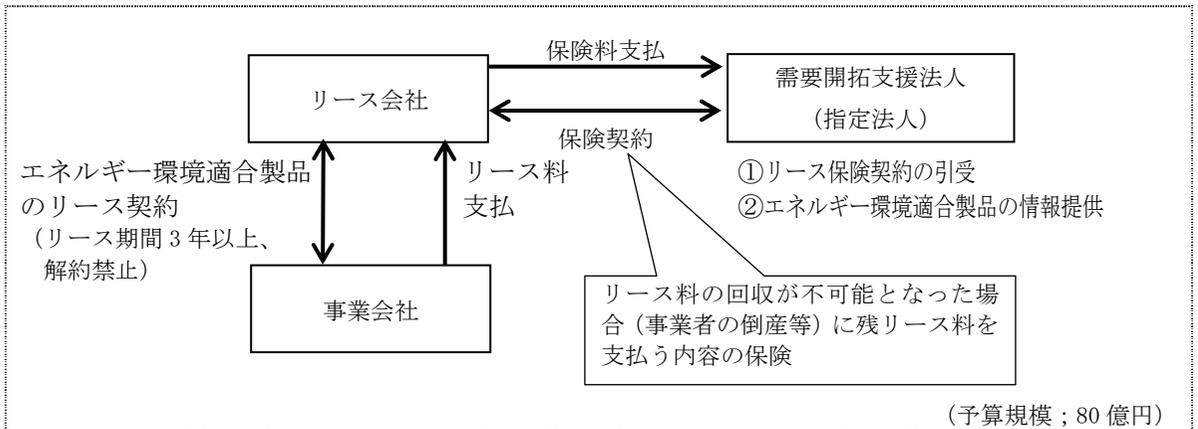


図 4 低炭素設備リース信用保険



### 3. 政策融資制度

政策融資制度は、政府系金融機関がリース会社に長期かつ低利の融資を行い、リース会社は

融資を受けた資金を原資として、政策目的に合致する設備のリース契約を行うことにより、ユーザーに低廉なリース料を提供する制度である。

日本政策投資銀行の前身である日本開発銀行の融資制度においては、一般事業会社向けの融資項目とは別にリース会社向けの融資項目が定められ、それぞれの項目ごとに適用利率、融資比率が定められていた。

しかしながら、政府系金融機関の民営化（株

式会社化）が行われる過程において、リース会社向けの融資項目はなくなり、現在では、一般事業会社又はリース会社の区別がなく、日本政策投資銀行の融資制度が利用できる。なお、具体的な適用利率、融資比率については、リース会社ごとの個別審査によって定められている。

図5 政策融資の仕組み



#### 4. 補助金制度

補助金制度は、国や地方公共団体が政策目的に合致する設備の導入促進等を図るため補助金を支給する制度である。

リースに関連する制度については、補助金の交付方法によって、(1) リース料に対する補助制度、(2) 物件取得価額に対する補助制度に大別することができる。

##### (1) リース料に対する補助

ユーザーがリース会社に支払うリース料の補助を行う制度である。補助金制度の考え方としては2つある。

##### ① 金利部分を補助

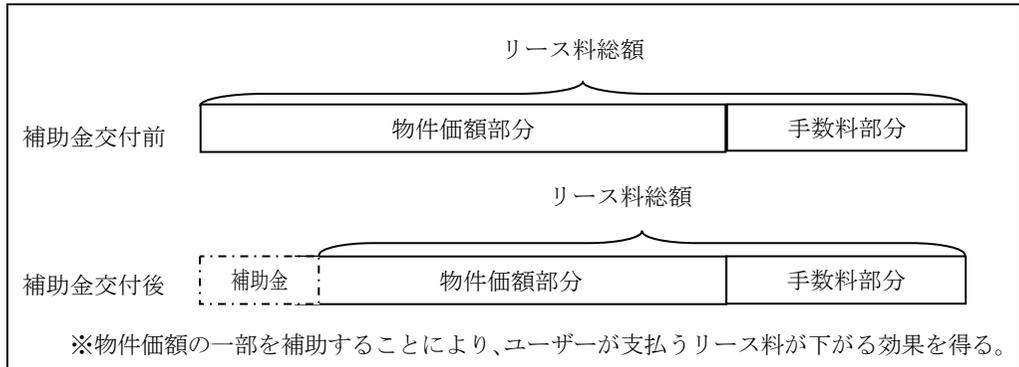
リース料を物件価額部分と金利部分に区分すると考え、金利部分の一部又は全部を補助することにより、ユーザーが支払うリース料が下がり、低利又は無利子融資と同様の効果を得る。

表8 金利部分を補助する制度

制度名	内容等
木材供給高度化設備リース促進事業	木材の供給力増大と品質の安定・向上を図るため、製材業者等がリースで導入する木材乾燥設備等のリース料を補助する。
がんばれ！地域林業サポート事業	低コスト生産に取り組む林業事業体を育成するため、林業又は素材生産業者等がリースで導入する林業機械のリース料を補助する。



図8 取得価額の補助



## 5. その他

### (1) 戦略的情報機器等整備事業

戦略的情報機器等整備事業は、(財)全国中小企業情報化促進センター(以下「センター」という。)が国の補助金を原資として、中小企業の情報化機器等の購入に必要な資金を指定リース会社に対して無利息で預託し、当該指定リース会社が戦略的情報化機器等を中小企業者に低リース料率でリースすることにより、中小企業者の戦略的情報化機器の導入と、情報化の促進を図ることを目的としている制度である。

また、ユーザーが倒産した場合には、指定リース会社はセンターに対して預託金の30%部分のみを返還し、センターがユーザーの倒産リスクの70%を負担することとなる。

本制度は、無利子融資制度と信用補完制度を組み合わせた特色のある制度となっている。

### (2) 西暦2000年問題設備貸与事業

西暦2000年問題に対応してコンピュータ、プログラム、日付機能を有するマイコンチップ内蔵機器を入れ替える小規模事業者<sup>20</sup>を対象に、各都道府県の設備貸与機関が、通常より5%低廉なリース料を設定するとともに、保証人の要件

を緩和した制度である。

本制度では、ユーザーが設備貸与機関と直接リース契約をする方法だけではなく、民間リース会社が設備貸与機関の委託を受けて、ユーザーとのリース契約手続きを代行する方法も採用された<sup>21</sup>。

本制度は、緊急かつ時限的な措置として、平成11年1月に創設され、平成11年3月末までに締結されるリース契約に適用された。

### さいごに

リースを活用した諸制度の概要を紹介してきたが、環境政策を中心として、低炭素リース信用保険制度などリースを活用した制度が創設されることが予定されている。引き続き、リースを活用した制度が創設されることを期待したい。

以上

<sup>1</sup> 内閣府「平成21年度第8回税制調査会(平成21年11月17日)資料」より

<sup>2</sup> 自民党政権下においては、党の税制調査会において税制改正の議論が行われ、政府は党が決定した「税制改正大綱」を踏まえて税制改正を行ってきた。民

- 主党政権下では、内閣府に設置された税制調査会(会長；財務大臣、会長代行；総務大臣及び国家戦略担当大臣、委員；関係省庁副大臣等)が租税に関する制度の調査審議を行い、その結果を内閣総理大臣に答申することとしている(「税制調査会の設置について」(平成 21 年 9 月 29 日閣議決定))。
- 3 電子計算機買戻金準備金制度は、電子計算機メーカーが特定電子計算機貸付会社からリース・レンタル物件を買戻す際に発生する損失に備えるための準備金制度のこと。また、特別償却制度は対象設備を取得(所有権移転リース又は割賦購入による設備導入も含む)した場合に通常の減価償却費に加えて特別償却が受けられる制度のこと。
  - 4 メカトロ税制創設時にリースが対象となった経緯などは、東敏夫「中小企業新技術体化投資促進税制について」(月刊リース 昭和 59 年 9 月号)に詳細に記述されている。
  - 5 例えばエネルギー需給構造改革投資促進税制は制度創設時からリース税額控除制度が設けられていない。
  - 6 佐々木浩ほか「平成 19 年度税制改正の解説 法人税法の改正」(財務省ホームページ)。これにより、リース税額控除制度で定められていたリース要件(例えば、税額控除の基礎額をリース料総額×60%とすること、リース期間 4 年以上とすることなど)はなくなった。なお、所有権移転外リース取引は、特別償却制度を適用することができない(適用されない旨が法令上明記されている)。
  - 7 平成 22 年度税制改正大綱「租税特別措置の見直しに関する基本方針」(平成 21 年 12 月)
  - 8 例えば、平成 22 年 3 月 31 日をもって終了した情報基盤強化税制のうち中小企業者に対する措置については、中小企業等基盤強化税制に統合された。
  - 9 具体的には、納税義務者が申告を行う。
  - 10 内閣府「平成 21 年度第 8 回税制調査会(平成 21 年 11 月 17 日)資料」より
  - 11 平成 22 年度税制改正大綱「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」(平成 21 年 12 月)
  - 12 グリーン税制においては、基準を満たさない自動車のうち初度登録から一定年度を経過した自動車は、環境負荷が大きいため税率が 10%程度重課される。
  - 13 「3 社以上の電子計算機メーカーが共同出資で設立した会社に限る」とされているため、この要件に該当するリース会社は極めて限定される。
  - 14 「レンタル」としているが、電子計算機貸付会社の契約書をみると、解約不能期間を数年間設定した賃貸借契約であり、リース会計基準上の分類は「解約不能のオペレーティング・リース」に該当するものである。
  - 15 「平成 19 年度税制改正要望書」(経済産業省)より
  - 16 金子宏「租税法(第 15 版)」(2010 年 弘文堂) 302 頁
  - 17 特別償却の効果を更に高めるために一部の制度(エネルギー需給構造改革投資促進税制)では 100%償却制度が導入されている。
  - 18 制度の創設から廃止に至る経緯、制度の仕組みの詳細は、月刊リース 2003 年 3 月号「機械類信用保険について」を参照すること。
  - 19 リース信用保険の料率については、昭和 48 年の制度創設以降、料率改訂は行われなかったが、昭和 58 年に収支状況の悪化を受け、平均 14%の料率引き上げが行われ、さらに昭和 63 年に平均 30%の料率引き上げと事故率に応じた割増・割引料率制度が導入された。  
その後の不況の影響による保険事故増加に伴い収支状況が悪化したため、平成 12 年に保険料率が平均 30%引き上げられた。
  - 20 原則として、常用従業員が 80 人以下(商業またはサービス業は 20 人以下)の事業者
  - 21 民間リース会社は委託手数料を得る。約 100 社のリース会社が事務委託を受けた。